

令和7年度 健康増進事業補助要綱

第1 趣旨

組合は、コラボヘルスの一環として被保険者の健康維持増進を図るため、事業所が主体となって行う事業に対し、補助を行う。

第2 要件

- 1 事業所が主体となり企画・実施した事業とする。
 - ・事業所内互助会の企画事業も補助対象とする。
 - ・事業所内で発足された部活動（野球部・フットサル部等）の活動は補助対象外とする。
- 2 被保険者の健康維持増進を目的とした事業とする。
 - ・親睦会・新人歓迎会等の事業は補助対象外とする。
- 3 事業実施日に当組合の資格がある被保険者を対象とする。
 - ・被保険者以外の事業参加者は補助対象外とする。
- 4 次の期間内に実施された事業であること。
 - ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する。
- 5 組合へ事前申請を行い、事業内容を通知すること。（第4参照）
- 6 事業実施後、事業内容と事業に要した費用を組合へ報告すること。（第5参照）
 - ・事業実施後の会食等の費用は含めない。

第3 健康増進事業補助の対象となる事業

本事業の補助の対象となる事業とその例は次のとおりとする。

事業	例
禁煙・節煙を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 ・セミナーの開催 ・禁煙節煙活動の補助
運動習慣の改善・促進を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運動・体操教室の開催 ・運動会・スポーツ大会 ・講演会・セミナーの開催など
食事習慣の改善・促進を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康料理教室の開催 ・食育に関する企画 ・講演会・セミナーの開催など
飲酒習慣の改善・促進を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・セミナーの開催 ・節酒・断酒に関する企画など
睡眠習慣の改善・促進を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・セミナーの開催 ・睡眠チェッカーの購入など
女性の健康課題解消のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・セミナーの開催 ・フェムテック関係商品の購入・配布など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスツーリズム（宿泊を伴う健康回復・健康増進を目的とした旅行） ・ウェアラブルデバイスの購入など

第 4 健康増進事業補助申請書の提出

事業主は、事業を実施するときは、実施 14 日前までに健康増進事業補助申請書（様式第 1 号）及び添付書類を組合へ提出する。添付書類は事業の内容や目的、実施主体が詳細にわかるもの（例：企画書、実施要綱、募集案内、社内回覧等）とする。

第 5 健康増進事業実施報告書の提出

事業主は、第 4 により送付された健康増進事業実施報告書（様式第 2 号の 1）、実施者名簿（様式第 2 号の 2）、実施に要した費用の領収書を組合へ提出する。費用振込銀行は、事業所取扱口座とする。

第 6 補助金の交付

組合は、第 5 により提出された書類を審査し、内容が当該補助事業の目的に合致すると認めるときは、1 人あたり 2,000 円を限度に年度内 1 回補助する。ただし、事業に要した費用を事業に参加した人数（被保険者以外も含む）で割り、1 人あたりの事業費が 2,000 円に満たない場合、1 人あたりの事業費に事業に参加した被保険者数を乗じた金額を補助する。

第 7 その他

- 1 事業主は、健康増進事業が組合の補助により実施するものであることを、被保険者に周知させるとともに、交付された補助金の収支がわかる書類等を整備しておく。
- 2 組合は、必要があると認めるときは、事業主に対し報告を求め、また調査することができる。
- 3 組合は、好事例と認めた事業を事業所の承認を得て、広報誌等に掲載し加入者に周知することができる。